

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく技術基準に関する条例（令和四年千葉県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（計画の認定申請書に添付する図書等）

第二条 省令第六十四条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

一 申請に係る畜舎建築利用計画が指定確認検査機関等（知事が省令第六十七条の規定により同条に規定する審査の事務を行わせる者をいう。）により法第三条第三項第四号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）に適合していると認められ、適合証の交付を受けた場合にあつては、当該適合証及び省令第六十四条第一項第三号イに定める図書

二 その他知事が必要と認める図書

2 前項第一号に掲げる図書を添付する場合には、省令第六十四条第二項の規定により、同条第一項第三号ロに定める図書及び書類を添えることを要しないものとする。

（接道の認定の申請）

第三条 省令第四十八条第二項又は条例第四条第一項ただし書若しくは第二項の規定による認定（以下「接道の認定」という。）を受けようとする者は、法第三条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）又は法第四条第一項の変更の認定（以下「計画の変更認定」という。）の申請をする前に、畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限に係る認定申請書（別記第一号様式）に省令別表第二に規定する付近見取図、配置図、平面図その他知事が必要と認める図書又は書類を添えて提出しなければならない。

2 知事は、接道の認定をするときは、畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限に係る認定通知書（別記第二号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（取下げ届）

第四条 計画の認定、計画の変更認定、法第六条第二項ただし書の規定による認定若しくは接道の認定又は法第十条第一項から第三項までの認可を申請した者は、知事がこれらの認定又は認可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第三号様式）を知事に提出するものとする。

（利用状況の報告期限）

第五条 省令第九十一条に規定する知事の定める日は、初回の報告にあつては計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した日とし、二回目以降の報告にあつては前回の報告をした日から起算して五年を経過した日とする。

（取りやめ申出書）

第六条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめようとするときは、取りやめ申出書（別記第四号様式）に省令第七十一条第一項に規定する通知書（計画の変更認定を受けた認定計画実施者にあつては、当該通知書及び省令第七十二条第三項に規定する通知書）を添えて知事に提出するものとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。